

令和4年度 定例監査等の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	危機管理監	1
2	総務局	1～2
3	環境県民局	3～4
4	健康福祉局	5
5	商工労働局	6
6	農林水産局	7
7	土木建築局	7～8

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
8	水産海洋技術センター	総務局	9
9	三次看護専門学校	健康福祉局	10
10	県立三次高等技術専門学校	商工労働局	11
11	東部農林水産事務所	農林水産局	11
12	北部農林水産事務所		12
13	農業技術大学校		13
14	広島港湾振興事務所	土木建築局	14～15

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
15	ひろしま未来創造パートナーズ	地域政策局	15
16	広島県公立大学法人	環境県民局	16～17
17	社会福祉法人広島県福祉事業団	健康福祉局	18
18	株式会社イズミテクノ	商工労働局	19
19	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	農林水産局	20

2 企業局

地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	広島水道事務所	21

3 病院事業局

地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	県立広島病院	22～24

4 議会事務局

番号	機 関 名	ページ
1	議会事務局	25～26

5 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	27

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	県立図書館	28
3	県立五日市高等学校	28～29
4	県立呉工業高等学校	29
5	県立総合技術高等学校	30
6	県立広島特別支援学校	30～31
7	県立三原特別支援学校	32

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
8	公益財団法人広島県教育事業団	教育委員会	32

6 公安委員会

地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	安佐北警察署	33
2	竹原警察署	34
3	福山西警察署	34

【知事】

1 危機管理監

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、受注者に契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。（危機管理課）	
契 約 名	県庁統制局衛星地球局設備分解整備工事（令和3年度）
根 拠	建設工事執行規則 第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第3
措置の内容（令和4年度報告分）	
【原因】 契約保証に関する確認を失念していた。	
【措置内容】 入札事務の研修会を定期的で開催し、制度・手続を徹底するとともに、契約締結時の必要書類のチェックシートを添付し、決裁ルートでのチェック体制を強化した。	

2 総務局

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【ア 郵便切手類の管理について】 郵便切手類の管理について 郵便切手類について、次のとおり有効期限等を超えて保管していたため、金券としての価値を損なっているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 無料化された広島熊野道路の回数通行券について、払戻期間内に未使用分の払戻し手続を行って なかつた。（秘書課）	
根 拠	広島県物品管理規則第5条
措置の内容（令和4年度報告分）	
【原因】 期限内の換金を失念していた。	
【措置内容】 不用品に分類替を行った後、廃棄処分した。また、今後、廃止に伴い換金の必要が生じる可能性のあるものを整理し、帳簿に、将来廃止された場合の換金手続きの必要性を明記した。	

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【イ 郵便切手類の管理について】

国際返信切手券について、郵便切手等との引換有効期間内に未使用分の引換手続を行っていなかった。
(人事課)

根拠	広島県物品管理規則第5条
----	--------------

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

国際返信切手券について引換有効期間があることを認識しておらず、未使用分の引換手続を行って
いなかったため。

【措置内容】

不用品に分類替を行った後、廃棄処分した。また、今後、廃止に伴い換金の必要が生じる可能性のある
ものを整理し、帳簿に、将来廃止された場合の換金手続きの必要性を明記した。

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、契約書における特約事項の一部を削除し、工事の施工管理に必要な「請負
代金内訳書」、「現場代理人及び主任技術者等の通知」、「履行報告」、「施工体制台帳」及び「施工体系図」
の作成等を受注者に求めておらず、建設工事執行規則等に基づく事務手続が行われていないものがあつ
た。適正な事務処理に努められたい。(財産管理課)

契約名	いよぎん広島ビル貸室原状回復工事（令和3年度） 広島三栄ビル原状回復工事（令和3年度）
根拠	建設工事執行規則第12条第1項、第14条第1項、第20条第1項、第21条 建設業法第24条の8第1項、第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項、第2項

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

特約事項については、契約金額等に応じて不要な部分を削除する（取り消し線を引く）場合があるが、
他事例を参考にした際、よく確認せず同様に処理していた。

【措置内容】

- 建設業法、建設工事執行規則、建設工事請負契約約款等を再確認した。
- 他局において作成された工事関係書類処理基準を参考に、チェックシートを作成した。
- 作成したシートについて課内で共有し、チェック体制の強化を図った。

3 環境県民局

令和4年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【ア 物品に係る事務処理について】 物品に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（自然環境課）</p> <p>（ア）次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">物 品</td> <td>庁用自動車 1台</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県物品管理規則第14条第2項</td> </tr> </table>		物 品	庁用自動車 1台	根 拠	広島県物品管理規則第14条第2項
物 品	庁用自動車 1台				
根 拠	広島県物品管理規則第14条第2項				
措置の内容（令和5年度報告分）					
<p>【原因】 契約後に借受物品・貸付備品調書の作成を失念していた。</p> <p>【措置内容】 物品マニュアルを確認し、速やかに手続きを行った。 マニュアルに沿った事務手続を徹底するとともに、契約担当者及び副担当者へ各種マニュアルを再周知し、組織的なチェック体制の強化を図った。</p>					

令和4年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【イ 物品に係る事務処理について】 物品に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（自然環境課）</p> <p>（イ）次の備品を無償で貸し付けているが、貸付けに必要な手続を行っていなかった。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">物 品</td> <td>模造銃 6丁</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県物品管理規則第17条第2項</td> </tr> </table>		物 品	模造銃 6丁	根 拠	広島県物品管理規則第17条第2項
物 品	模造銃 6丁				
根 拠	広島県物品管理規則第17条第2項				
措置の内容（令和5年度報告分）					
<p>【原因】 貸出簿の作成を失念していた。</p> <p>【措置内容】 物品マニュアルを確認し、速やかに手続きを行った。 マニュアルに沿った事務手続を徹底するとともに、契約担当者及び副担当者へ各種マニュアルを再周知し、組織的なチェック体制の強化を図った。</p>					

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 補助金交付における事務処理について】

次の補助金において、交付要綱に定められた別記様式第2号（計画調書）が提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（学事課）

補助金名	広島県私立学校修学旅行キャンセル料補助金（令和3年度）
根 拠	広島県私立学校修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第3条

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

1月以降にキャンセル料が発生する見込みの場合は、補助金申請前に計画調書等の提出を求めていたが、学校への周知が徹底されていなかったこと、また、県において申請予定の学校の把握が難しかったことが原因である。

【措置内容】

当該補助事業については、令和4年度以降の実施はないが、他の補助事業においても、提出書類や提出時期を誤りなく申請者に理解してもらえよう分かりやすい説明に努めるとともに、県においても確認を徹底した。

また、電子申請システムを活用し、補助金を申請しない者も含め、すべての対象者に申請の有無について回答を求めることで、申請予定の学校を把握した。

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【エ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約における事務処理において、(ア)及び(イ)のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

契約名	広島県立美術館講堂プレゼンテーション設備更新工事（令和3年度） 広島県縮景園観瀾橋架替工事（令和3年度）
-----	---

(ア) 参考見積書の見積総額をそのまま設計金額として設定しているが、仕様書及び設計書を作成していなかった。

根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項
-----	--------------------------

(イ) 請負代金内訳書、現場代理人及び主任技術者等の通知並びに履行報告を受注者に提出させていなかった。

根 拠	建設工事執行規則第14条第1項、第20条第1項、第21条
-----	------------------------------

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

工事の実施にあたっては、過去の事例を参考に事務手続きを行っていたが、そもそも過去の事例の事務手続きが適切ではなかったことから、作成書類の不足が生じた。

【措置内容】

令和4年度に発注した工事では、安易に前例踏襲せず、必要に応じて、公共工事を所管する課（建設産業課、営繕課等）に随時指導を受けながら、根拠法令等の確認を行い、仕様書及び設計書の作成等、適切な事務処理を行うよう努めた。

また令和5年度には、工事関係の根拠法令一覧や、一般競争入札・指名競争入札・随意契約ごとに工事発注の処理手順を一覧化した詳細な事務フロー案を作成し、現在、制度関係課の確認を受けている。

今後は、この事務フローを早急に完成させ、運用していくとともに、起案には事務フローのチェック状況がわかるものを添付するなど、複数の者で事務手続きに漏れがないか、確認や検証を重ねながら、適正な事務処理に努める。

4 健康福祉局

令和4年度 監査結果（指摘事項）					
【普通財産の貸付料の徴収について】					
次の普通財産の貸付料の徴収について、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（健康福祉総務課・こども家庭課）					
貸付財産	使用目的	徴収すべき期限	調定調書の作成日及び納期限	貸付料（年額）	所管課
土地	医薬分業支援センター敷地	令和4年 4月30日	（作成日）令和4年5月26日 （納期限）令和4年6月10日	323,264円	健康福祉 総務課
土地	電気通信線路設備敷地	令和3年 4月30日	（作成日）令和3年6月3日 （納期限）令和3年6月25日	1,500円	こども 家庭課
		令和4年 4月30日	（作成日）令和4年7月26日 （納期限）令和4年8月5日		
根拠	不動産貸付要領 第5貸付料の納付時期 3				
措置の内容（令和5年度報告分）					
【原因】					
担当者の収入手続時期の認識不足と所属内の確認が十分でなかったこと。					
【措置内容】					
再発防止のため、所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、土地貸付に係る収入手続について引継書及び起案文書へ記載し、所属内で共有しチェックする体制を強化した。					

5 商工労働局

令和4年度 監査結果（指摘事項）				
【ア 行政財産使用料の徴収について】				
行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）				
使用許可財産	許可内容	許可開始日	許可終了日	使用料 (年額)
土地(ひろしま産学共同研究拠点)	電柱設置(本柱1本、支線2条)	令和2年4月1日	令和7年3月31日	4,500円
	光ファイバーケーブルの設置	平成31年4月1日	令和6年3月31日	2,570円
	看板の設置	令和4年4月1日	令和5年3月31日	100円
	自動販売機及びごみ箱の設置	令和4年4月1日	令和5年3月31日	11,040円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			
措置の内容（令和5年度報告分）				
【原因】				
担当者の収入手続時期の認識不足と所属内の進捗管理が十分でなかったこと。				
【措置内容】				
再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、収入手続に係るスケジュールを確認し業務を進めていた。しかしながら、期限内に納入通知を発行した後、一部※の申請者において、内部手続きが遅れ入金間に合わなかったケース等が生じていた。				
担当者が5月に財務システムで入金情報を確認した際に遅延に気付いて督促し、処理を終えた。				
（※対象：「光ファイバーケーブルの設置」、「自動販売機及びごみ箱の設置」の2件）				
財務システムでは入金情報が反映されるまでタイムラグが生じるため、今後は先方の入金が完了した段階で連絡を受けることを徹底し、適切に措置していく。				

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【イ 備品の管理について】	
次の備品について、不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していた。適正な事務処理に努められたい。（商工労働総務課、イノベーション推進チーム）	
品 名	シュレッダー
根 拠	広島県物品管理規則第27条第1項、第30条
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】	
イノベーション推進チーム所管のシュレッダーを商工労働総務課所管のものと物品管理の担当者が誤認しており、不用の決定及び廃棄手続は完了したのものとして商工労働総務課で廃棄したため。	
【措置内容】	
指摘された件については、物品管理の担当者がすみやかに不用の決定及び廃棄手続を行った。	
また、各所属で登録された備品について、管理実態が登録内容と異なる物品がないかを定期的に確認し、該当する物品があればすみやかに所定の手続を行うよう商工労働局内に注意喚起を行った。	

6 農林水産局

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）					
<p>【借受物品の管理について】 次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（水産課）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">物 品</td> <td>サーミスタ うみログ（水温測定用）15 台一式 ICTブイ及び関連センター一式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">根 拠</td> <td>広島県物品管理規則第 14 条第 2 項</td> </tr> </table>		物 品	サーミスタ うみログ（水温測定用）15 台一式 ICTブイ及び関連センター一式	根 拠	広島県物品管理規則第 14 条第 2 項
物 品	サーミスタ うみログ（水温測定用）15 台一式 ICTブイ及び関連センター一式				
根 拠	広島県物品管理規則第 14 条第 2 項				
措置の内容（令和5年度報告分）					
<p>【原因】 契約担当職員と物品担当職員が別であり、契約担当職員には借受物品は備品登録が必要であるという認識がなかったため、物品担当職員に借受契約の情報が伝わっていなかったこと。</p> <p>【措置内容】 財務会計システムに入力することにより、物品出納職員に受入の通知を行い、備品出納簿に記録が行われた。 課内全職員に借受物品は備品登録が必要であることと、契約締結後、物品担当職員に情報を伝達することを周知した。 当初予算の使用料・賃借料の内容の確認を行い、毎年年度当初に注意喚起を行うこととした。</p>					

7 土木建築局

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）			
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 単価契約の進捗管理について 次の委託契約については、宅地建物取引業免許更新等事前審査事務及び宅地建物取引業免許要件調査事務の2業務を単価契約により締結し、それぞれに委託料限度額を定めている。 このうち、宅地建物取引業免許要件調査事務について、当初予定されていた回数を超える実績があったが、契約書で定めた委託料限度額を超えるため、実績に応じた額ではなく委託料限度額を支出していた。 単価契約においては、進捗管理により業務回数を把握するとともに、実績に応じて委託料限度額を変更するなど、受注者が実施した業務回数に相当する額を適正に支払う必要がある。（建築課）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">業 務 名</td> <td>宅地建物取引業免許更新事前審査等業務（令和3年度）</td> </tr> </table>		業 務 名	宅地建物取引業免許更新事前審査等業務（令和3年度）
業 務 名	宅地建物取引業免許更新事前審査等業務（令和3年度）		
措置の内容（令和5年度報告分）			
<p>【措置内容】 令和4年度契約分については進捗管理をし、宅地建物取引業免許要件調査事務において、当初予定されていた業務回数を超えることが判明したため、事務ごとに定めていた委託限度額を全ての事務の合計額とする変更契約を行い、実績に応じた額を適正に支払った。</p>			

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

設計金額の見直しについて

次の委託契約について、人件費の積算を、平成26年度に設計した単価から更新しないまま令和3年度の設計単価に用いている。

契約に係る設計積算においては、過不足とならないよう適切な単価を用いて積算する必要がある。（建築課）

業 務 名	宅地建物取引業免許申請手数料外徴収業務（令和3年度） 宅地建物取引業免許申請手数料徴収業務（令和3年度）
-------	---

措置の内容（令和5年度報告分）

【措置内容】

令和5年度契約分については、人件費の積算を令和4年10月時点の給料表に基づき行い、契約に係る設計積算をした。

8 水産海洋技術センター

令和4年度監査結果（指摘事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、契約内容が仕様書で明確に定められていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	水産海洋技術センター当直警備業務（令和3～5年度）
-----	---------------------------

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

入札公告時において、労働基準法に規定する「断続的労働に従事する者に対する適用除外」に係る労働基準監督署の取扱いについて、認識が十分でなかったこと。

【措置内容】

同様の事務処理が行われないように、所属内で事例を共有し、関係法令や各種手引き等に沿って事務手続きを行うよう徹底を図るとともに、不明な点などがあれば、関係機関と調整のうえ、事前に整理し、仕様書が不確かなものとならないようにすることとした。

令和4年度監査結果（改善を求める事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、入札公告後に当該入札に参加する資格を認定された者（以下「入札候補者」という。）のうち1社から質問を受け、改めて業務内容を精査した結果、特記仕様書の内容に修正を加えたが、入札候補者のみに修正内容を通知し、予定どおり入札を実施した。

業務委託を実施する際には、あらかじめ業務内容を精査し、関係法令に適合するよう仕様書を調整する必要がある。また、業務内容等の修正が入札参加の判断に影響する可能性のある場合は、再度公告入札を実施する必要がある。

契約名	水産海洋技術センター当直警備業務（令和3～5年度）
-----	---------------------------

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

関係法令に係る運用について適切に認識する必要があった。また、「入札候補者からの質問に対する回答は仕様書の一部となる」との認識から、入札候補者から提出された質問への回答書を他のすべての入札候補者へ回答することで足りると判断したこと。

【措置内容】

同様の事務処理が行われないように、所属内で事例を共有し、関係法令や各種手引き等に沿って事務手続きを行うよう徹底を図るとともに、不明な点などがあれば、関係機関と調整のうえ、事前に整理し、契約内容が明確に記載された仕様書を作成することで、適切に入札事務を行うようにすることとした。

9 三次看護専門学校

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア 工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	広島県立三次看護専門学校火災報知設備更新工事（令和3年度）
根拠	建設工事執行規則第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第3
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 学校で契約保証金を徴取しなければならない工事を実施することはほとんどなく、契約保証金の徴取を含むノウハウが不足していた。また、緊急に工事を行う必要が生じ、関係規定の確認や、他の機関の担当者とは相談・調整をする時間の猶予がなかった。</p> <p>【措置内容】 組織全体で建設工事の事務処理の理解の徹底を図った。今後、建設工事の事務を行う際は、関係規定を十分に確認するとともに、本庁の担当課や他の機関の担当者に実施方法を確認しながら、適切に事務処理を進める。</p>	

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【イ フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
使用機器	ウォータークーラー（冷水機） 3台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 フロン類を使用した第一種特定製品に該当する製品の認識不足から、ウォータークーラーが第一種特定製品に該当すると認識していなかった。</p> <p>【措置内容】 第一種特定製品に該当する製品の種類を確認し、これに該当する校舎内の製品を把握した。該当する製品について、3か月ごとに簡易点検を行い、その結果を記録している。なお、ウォータークーラーについては、故障していたため廃棄した。</p>	

10 県立三次高等技術専門校

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
使用機器	三菱 スポットエアコンSPY6013L 1台 薬用冷蔵ショーケース パナソニックMPR-162DCN-PJ 1台 スポットエアコン 日立SR20YT2 1台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 関係法令の認識不足により、当該機器は点検の対象外と誤認していたため。</p>	
<p>【措置内容】 校内のスポットエアコン及び業務用冷蔵庫の所蔵状況を調査し、機器台帳に登録した。令和4年6月から3ヶ月ごとの簡易点検を実施して記録簿に記載している。簡易点検の実施に漏れがないよう、点検対象・実施時期・根拠規定を記載した点検確認表を作成し、複数の管理監督者でチェックを図ることとした。</p>	

11 東部農林水産事務所

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、設計図書に示された施工条件等の変更に伴う変更契約を行っているが、変更設計金額の算出にあたり、明確な理由がないまま、工事原価の増加分を一般管理費から削減することで、変更設計額と当初設計額を同一額としており、適正な積算に基づく設計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）</p>	
契 約 名	県営ため池等整備事業 神田大池地区 堤体工事（その3）（令和3年度）
根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第7号
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 契約事務の効率化のため、やむを得ない範囲での減額だと判断していたこと。</p>	
<p>【措置内容】 必要となる経費が適正に積算されているか、設計書起案時に審査を徹底するとともに、組織内での情報共有を図った。</p>	

12 北部農林水産事務所

令和4年度 監査結果（指摘事項）			
【ア 財産管理事務における決裁権者の誤りについて】 行政財産の使用許可の更新及び借受財産の更新契約に係る事務において、所長決裁であるべきところ、課長決裁により事務処理を行っていた。適正な事務処理に努められたい。			
財産分類	財産名称	事務処理	更新年月日
行政財産	帝釈峡公園、県民の森、県民の森吾妻山地区	使用許可更新	令和4年4月1日
借受財産	県自然環境保全地域内施設土地	借受契約更新	令和4年10月1日
根 拠	広島県北部農林水産事務所決裁規程第5条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則第5条、第13条		
措置の内容（令和5年度報告分）			
【原因】 所決裁規定を確認せずに事務処理を進めていた。			
【措置内容】 事務処理について再確認するとともに所長決裁を受けた。また、再発防止のため、課内で今回の指摘事項を共有し、複数チェックなどチェック体制を強化した。			

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）	
【イ 文書管理システムの適正な使用について】 文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。	
根 拠	広島県文書等管理規程第20条
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】 文書の処理事務において原則となる電子決裁に対する担当者の理解不足のため、事務処理を迅速に処理する手段として、安易に簡易処理を選択したこと。	
【措置内容】 文書管理システムの意義と目的を所属全体に周知し、文書管理システムの具体的な使用方法を担当者に丁寧説明し活用を促し、文書管理事務の適正化を図った。	

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）
<p>【ア 学習経費等（預り金）の適正管理について】</p> <p>入学時及び進級時に入校生から学習経費として徴収している預り金について、「学校諸費会計等取扱マニュアル」等により事務処理方法を定めているものの、マニュアルの規定が大学校の実態と合っておらず、また、マニュアルの内容と実際の事務処理方法が異なっているなどマニュアルについての認識が不十分なまま運用されていた。</p> <p>このため、預り金による支出範囲や負担区分を明確にするとともに、マニュアルを大学校の実態にあわせ、けん制機能が働く適切な内容に見直し、事務処理に関わる者がマニュアルについて十分に認識した上で、適切な運用に努める必要がある。</p>
措置の内容（令和5年度報告分）
<p>【原因】</p> <p>現担当者への引継ぎの際マニュアルについて十分な説明が行われておらず、マニュアルに対する認識が不十分であった。またマニュアルの規定が大学校との実態に合っていない状況もあった。</p> <p>【措置内容】</p> <p>学校内でマニュアルの規定と大学校の実態について、総点検を行い、大学校の実態にあわせた適切な内容に修正し、大学校内でマニュアルの内容について充分認識した上で、適切な執行を行う。</p>

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）		
<p>【イ 委託契約における事務処理について】</p> <p>次の委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、一者随意契約を行っているが、特殊要件及び非代替性についての記載が十分ではなく、適用が妥当であるかの判断ができない。随意契約を行う場合は、その適用について慎重に判断し、その根拠とした理由についても、県民の理解が得られるよう客観的かつ合理的なものとする必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">契約名</td> <td>農業技術大学校講義委託(令和4年度)</td> </tr> </table>	契約名	農業技術大学校講義委託(令和4年度)
契約名	農業技術大学校講義委託(令和4年度)	
措置の内容（令和5年度報告分）		
<p>【原因】</p> <p>学校内において、業務内容の特殊要件及び非代替性についての認識が不十分であったため、この業務について特殊性があると判断し、従来から1者での随意契約を行ってきた。</p> <p>【措置内容】</p> <p>この業務に対する特殊要件及び非代替性について明確な記載が困難であるため、令和5年度契約から随意契約ではなく公募型プロポーザルにより受託者を決定することとした。</p>		

14 広島港湾振興事務所

令和4年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、消防用設備の種類について変更を行っていたが、仕様書の変更等必要な手続きを行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>			
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">契 約 名</td> <td>令和2年度～令和4年度広島県広島港湾振興事務所庁舎消防用設備等保守点検業務</td> </tr> </table>	契 約 名	令和2年度～令和4年度広島県広島港湾振興事務所庁舎消防用設備等保守点検業務	
契 約 名	令和2年度～令和4年度広島県広島港湾振興事務所庁舎消防用設備等保守点検業務		
措置の内容（令和5年度報告分）			
<p>【原因】 仕様書の変更等必要な手続きについて、担当者の認識不足と所属での確認が十分でなかった。</p> <p>【措置内容】 消防用設備の種類について仕様書の変更を行い、変更契約を締結した（令和4年11月1日付け）。</p>			

令和4年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【イ 工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、設計図書に示された施工条件等の変更に伴う変更契約を行っているが、変更設計金額の算出にあたり、明確な理由がないまま、工事原価の増加分を一般管理費から削減することで、変更設計額と当初設計額を同一額としており、適正な積算に基づく設計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>					
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">契 約 名</td> <td>国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋 海上部下部工工事（9工区）（令和3年度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">根 拠</td> <td>公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第7号</td> </tr> </table>	契 約 名	国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋 海上部下部工工事（9工区）（令和3年度）	根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第7号	
契 約 名	国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋 海上部下部工工事（9工区）（令和3年度）				
根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第7号				
措置の内容（令和5年度報告分）					
<p>【原因】 設計書の決裁時に一般管理費の確認をしていなかった。</p> <p>【措置内容】 今後、同様の案件について、設計書の決裁時に一般管理費の確認を行っていく。 また、係内で副担当者や係長とダブルチェックを行うことを徹底する。</p>					

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 文書管理システムの適正な使用について】

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根 拠	広島県文書等管理規程第20条
-----	----------------

措置の内容（令和5年度報告分）

【措置内容】

指摘のあつた起案文書について、文書管理システムに登録を行った。
広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用していく。

15 ひろしま未来創造パートナーズ

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【利用料金の徴収について】

広島県総合グラウンドにおいて、利用希望者が利用料金を納付する前に利用を許可し、利用後に納付させているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県総合グラウンド設置及び管理条例第9条第2項
-----	--------------------------

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

専用利用（大会など）の場合、後納を希望される団体があり、今まで未納となつたことがなかつたため、後納で対応することがあつた。

【措置内容】

再発防止のため、後納を希望する利用者に対しては、条例の規定を丁寧に説明し、後納はできないと説明する。

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【ア 委託契約における事務処理について】	
委託契約の事務処理において、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。あらかじめ指定された者と異なる者が検査していた。（叡啓大学）	
契約名	叡啓大学情報ネットワークシステム運用管理及びヘルプデスク業務（令和4年度）
根 拠	広島県公立大学法人契約事務取扱規程第38条第1項、第4項
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】	
検査職員として指定した職位よりも上位者であれば問題ないと担当者が判断していたため。検査職員自身も検査時にチェックができていなかった。	
【措置内容】	
事務部内において本事象について共有するとともに、起案の記載例を作成し、その中で検査職員に関して留意すべき点を明記した。	
また、検査に臨む際には、起案で検査職員を確認するよう徹底している。	

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【イ 委託契約における事務処理について】	
随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結していた。（叡啓大学）	
契約名	2022年度夏Q「課題解決演習 IA」（PBL）動画制作業務
根 拠	広島県公立大学法人会計規程第44条第1項 広島県公立大学法人契約事務取扱規程第27条第1項
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】	
クライアントへの撮影許可など事前準備の業務が輻輳し時間的な余裕が不十分な中で、随意契約の要件の確認も不十分となり、二者から見積書を徴することによって競争ができていたから大丈夫と思い込んでいたもの。	
【措置内容】	
全職員に対し、起案の記載例を配付し、随意契約の要件などを職員に周知徹底した。今後も、学内での集合研修により、契約事務の理解に努める。	
当該契約事務職員に対し、会計・契約事務に関する説明を行った。	
PBLの広報（クリエイティブ類）に関しては、年度当初にクライアントに協力依頼・確認をし、合議先等が十分にチェックできるような時間を確保した上で、起案を行うようにフローを見直した。	

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 委託契約における事務処理について】

予定価格を定めていなかった。（県立広島大学庄原キャンパス）

契約名	SciFinder [®] (Academic) 継続利用契約（令和4年度）
根拠	広島県公立大学法人契約事務取扱規程第28条

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

この業務は平成20年度から実施しており、平成21年度以降は契約の更新であるため予定価格の設定は不要であると誤認していた。

【措置内容】

改めて本法人の「契約マニュアル」に基づき執行伺いを行うとともに、契約全般について予定価格を定めて契約締結を行うべきことを、事務部内の会議等の場を活用して周知を図った。

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）

【エ 内部統制の強化について】

今回の監査において、指定された検査員が検査していないもののほか、契約約款に基づく事務手続が行われていないものなど、契約事務における不適切な事務処理が多数あった。また、前回監査でも指摘した、随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結しているものが見受けられた。

監査室に専任職員を配置し、内部監査機能を強化しているところであるが、職員の諸規程に対する理解不足や組織としてチェック機能が働いていないことが要因として考えられることから、契約事務の適正な執行が確保されるよう効果的な研修の実施やチェック体制の見直しなど、内部統制が有効に機能するよう、組織的な取組を徹底する必要がある。

措置の内容（令和5年度報告分）

【措置内容】

○ 令和4年度の県監査委員監査における「改善を求める事項」を踏まえ、法人の部署間の情報共有と事務組織の執行体制の強化・業務の質向上を図ることを目的に開催することとしている、「連絡・調整会議」（第9回連絡・調整会議 R5. 8. 22 開催）において、「予算執行に関わる事務実施の適正確保」を議題に挙げ、法人で定めた契約事務についての規程やマニュアルに則った適正な事務手続きについて、あらためて出席の部局長等に対し、周知と徹底を図った。

○ 会議では、日常的な決裁事務の機会を捉えてチェック機能を高めることにより、組織的な確認の徹底を行うよう、各部署の管理者に対して直接依頼し、会議後は、職員が予算執行事務にあたる際の留意点を分かりやすくまとめた資料を法人の全事務職員に送付して共有し、あらためて予算執行にかかる事務の適正確保を促した。

○ なお、会計事務にかかる階層別研修※について、本年12月の開催を予定している。

※ 階層別研修

- ・ 事務担当者のほか、決裁権を有する課長職より下位の担当室長、係長など事務担当者をサポートする立場にある職員も対象にした研修
- ・ 組織として適正な契約事務を担保する意識の醸成を目的とする。

17 社会福祉法人広島県福祉事業団

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）

【長期未収（過年度分）について】

次の収入において、長期未収（過年度分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。債務者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。

区 分		今回監査時 (R 4. 11. 17 現在)		前回監査時 (R 元. 12. 18 現在)	
障害者リハビリテーションセンター	高次脳機能センター 医業事業収入	5人	2,528,089円	3人	1,830,499円

措置の内容（令和5年度報告分）

区 分		未納額 [令和5年8月末]	全額納入額 [令和5年8月末]	部分納入額 [令和5年8月末]	不能欠損処分額 [令和5年8月末]
障害者リハビリテーションセンター	高次脳機能センター 医業事業収入	2,429,380円	0円	98,709円	0円

【原因】

患者の転居や連絡先不明等を理由とする事案については、当該患者及び家族に対する入院費の再請求や督促が遅延していた。

自賠償保険と労災保険の不支給等を理由とする事案については、当該患者及び家族が全額納入は困難であるため、部分納入している。

【措置内容】

徴収不能とせざるを得ない者等について整理し、支払見込のある者に対しては請求・督促を継続する。今後は、新規の未納者を増やさないよう早期の着手（再請求・自宅訪問等）を行う。

18 株式会社イズミテクノ

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア 管理業務に係る経理についての規程の作成等について】 広島県立ふくやま産業交流館の管理に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）により、管理業務に係る経理についての規程の作成等をするものとされているが、当該規程が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県立ふくやま産業交流館の管理に係る基本協定書第24条2項
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 基本協定書に対する理解が不十分であったため。</p> <p>【措置内容】 令和4年度内に経理に係る規程の作成を行った。 今後は基本協定書の理解に努め、適正な手続きを行っていく。</p>	

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【イ 収入の計上漏れについて】 基本協定書により、毎年度終了後に広島県へ提出するものとされている管理業務に係る収支計算書において、令和3年度の収入に一部計上されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県立ふくやま産業交流館の管理に係る基本協定書第10条、第13条
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 県へ提出する収支計算書及び施設から本社への報告資料において計上漏れがあり、確認も不十分であつた。</p> <p>【措置内容】 収支計上漏れについては、速やかに収支計算書を修正し、未払い分を県へ納付した。 前年度事業終了に係る収支決算の検査時（前年度事業終了後から25日以内に指定管理者から県へ事業報告書を提出することとなっている）において、日次の収入管理を記載した日計表を県へ提出することとし、指定管理者及び県において、日々の現金の出入りを1件ずつ確認することで計上漏れを防ぐ。</p>	

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア 決算に係る事務処理について】 決算に係る事務処理について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。 財務諸表の注記に、特定資産に関することを記載していなかった。</p>	
根 拠	公益法人会計基準 第4 財務諸表の注記1（3）（4） （公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ））
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 決算に係る事務処理において、財務諸表に関する注記の記載については、令和元年度に供託金が発生した時点からの適正な事務処理を失念していた。</p>	
<p>【措置内容】 令和4年度決算整理から記載及び作成し、当該決算の監事監査において、この旨を関係監事に説明した。</p>	

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【イ 決算に係る事務処理について】 特別会計に関する附属明細書を作成していなかった。</p>	
根 拠	一般社団及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号） 第123条、第199条
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 決算に係る事務処理において、特別会計に関する附属明細書の作成については、令和元年度に供託金が発生した時点からの適正な事務処理を失念していた。</p>	
<p>【措置内容】 令和4年度決算整理から記載及び作成し、当該決算の監事監査において、この旨を関係監事に説明した。</p>	

【企業局】

1 広島水道事務所

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、緊急対応が必要なポンプ所内配管の漏水復旧に伴う応急工事を応急稟議により施工業者に依頼し、復旧作業に着手していたが、合理的な理由なく契約の締結に時間を要していた。緊急を要し、応急稟議により復旧工事等を業者に依頼した場合は、その後速やかに契約を行う必要がある。

契 約 名	黒州ポンプ所漏水復旧工事（その3）（令和3年度）
-------	--------------------------

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

- 通常、送水への影響が生じる漏水復旧工事などでは、緊急かつ短期間での復旧が必要で、かつ、掘削により漏水箇所を確認するなど、復旧作業を行いながら工事内容が確定していくことから、作業前に応急稟議により対応業者を決定し、復旧工事の完了後に、土工や使用資機材等の数量を基に、設計書を作成し契約を行っている。
- 今回、指摘を受けた黒州ポンプ所漏水復旧工事（その3）は、応急稟議により対応業者を決定し、工事材料の確保を行ったが、施工する時期が、近接する浸水対策工事と輻輳していることから施工が遅れ、工事内容が確定した段階で設計書を作成し契約したことから、契約の締結が遅れた。

【措置内容】

- 応急稟議は、事故等により緊急に行う必要がある復旧工事や業務委託の内容に限定する。
- 応急稟議の手続きを行ったもののうち、契約までに期間を要するものは、概算数量によって遅滞なく契約した上で、工事内容に変更が生じる場合は、設計変更し契約変更する。

【病院事業局】

1 県立広島病院

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【ア 現金出納簿の記載について】 DMAT隊の活動に係る常時の資金前渡について、出張に際してあらかじめ職員に現金を交付し、帰着後に残金を精算する場合の現金出納簿の記載に当たって、現金交付時に交付日・内容・金額を記載すべきところ、帰着後の精算のみ記載し、現金交付時に記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。	
根拠	広島県病院事業財務規程第12条及び第33条第2項
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】 現金出納簿の記入方法について、担当者の認識が不足していたことが原因である。	
【措置内容】 現金出納簿について、残額ベースでの記載ではなく、現金の出入りの都度に記載するとともに、広島県病院事業財務規程で定められている様式第10号（第12条関係）に「担当者印」、「企業出納員印」欄を追加し、複数の職員が目で確認できるよう修正した。	

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【イ 工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、工事の施工管理に必要な「施工体制台帳」、「施工体系図」及び「履行報告」の作成等を受注者に求めておらず、建設業法等に基づく事務手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	宇品御幸公舎5Fエアコン更新工事（令和4年度） 宇品御幸公舎4Fエアコン更新工事（令和4年度） 中央棟2階手術室1HEPAフィルター取替工事（令和3年度） 中央棟2階手術室クリーンサプライホールHEPAフィルター取替工事（令和3年度） 中央棟2階手術室手洗コーナー、清潔廊下HEPAフィルター取替工事（令和3年度） 東8女子便所洋式化工事（令和3年度） 東5便所洋式化工事（令和3年度） 中央棟1階待合ホール便所洋式化工事（令和3年度）
根拠	建設業法第24条の8第1項、第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項、第2項 建設工事執行規則第21条
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】 担当者に「施工体制台帳」、「施工体系図」、「履行報告」の作成についての認識が不足していたことが原因である。	
【措置内容】 添付書類チェック項目表を作成し、複数の職員が目で確認、最終的に係長確認、課長決裁を行う仕組みに改正した。	

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 固定資産の实地調査について】

固定資産の实地調査について、前回の監査において改善を求めたことを受け、調査対象を分類し計画的に实地調査を始めたところである。貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるため、計画に沿った实地調査を着実に行うとともに、今後も实地調査を継続して実施し、固定資産の正確性の確保に努める必要がある。

根 拠	広島県病院事業財務規程第 75 条 固定資産異動及び固定資産实地照合事務取扱要綱第 4 条
-----	--

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

令和元年度の監査時点において、広島県病院事業財務規程に定める实地調査について、件数が膨大であり、対応が後回しとなっていたため。

【措置内容】

令和3年度に策定した対策方針に基づき、令和4年度では次のことを実施した。

- ・病棟ベッドについて、保有リストを作成した上で实地調査を実施し、病棟間で交換していたものについて最新のリストに更新した。
- ・超音波診断装置について、作成した保有リストに基づき、引き続き实地調査を行った。
- ・栄養管理科、リハビリテーション科設置の保有機器について实地調査を行った。

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）

【エ 工事請負契約における事務処理について】

令和3年度及び令和4年度において、エアコン更新や、空調設備のフィルター取替、便所の洋式化等の複数の工事請負契約を執行しているが、同一建物内における同種工事でほぼ同じ仕様の工事であり、工期も重複又は近接する工事であるにもかかわらず、随意契約による契約方式が可能となる予定価格に分割して発注されており、選定する業者も固定化されている傾向にある。

医療業務や患者への直接影響を回避する等の特殊事情により分割せざるを得ないものを除き、可能な限り同種工事は統合して発注し、競争入札を実施するなど、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

契約名	宇品御幸公舎 5 F エアコン更新工事（令和4年度） 宇品御幸公舎 4 F エアコン更新工事（令和4年度） 中央棟 2階手術室 1 HEPA フィルター取替工事（令和3年度） 中央棟 2階手術室クリーンサプライホール HEPA フィルター取替工事（令和3年度） 中央棟 2階手術室手洗コーナー、清潔廊下 HEPA フィルター取替工事（令和3年度） 東 8 女子便所洋式化工事（令和3年度） 東 5 便所洋式化工事（令和3年度） 中央棟 1階待合ホール便所洋式化工事（令和3年度）
-----	--

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

同一建物で現場も近いにも関わらず、その現場の特性（病院における緊急度合い）により同一工期内で複数の工事を行うには調整が難しいため、調整の整ったところから工事を実施していたことによる。

【措置内容】

改善を求められたことを受け、可能な限り同種工事を統合して発注するよう周知するとともに、事前に現場ごとの対応可能期間を調整している。具体的には令和5年度に接続棟B 1階と東棟B 1階の女子トイレの洋式化工事において、現場と工事可能期間を調整した上で、一括発注を行った。

【議会事務局】

1 議会事務局

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【ア 郵便切手類の管理について】 無料化された広島熊野道路の回数通行券について、払戻期間内に未使用分の払戻し手続きを行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（総務課）	
根 拠	広島県物品管理規則第5条
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】 担当課に対応を相談していたが回答がなく、払戻期間内に確認を怠ったため。	
【措置内容】 今後、同様のミスを防ぐため、使用見込みのない回数券（海田大橋）について、払戻を行った。	

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【イ 物品に係る事務処理について】 物品に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（総務課） 次の備品について、不用の決定及び廃棄手続きを経ずに廃棄していた。	
物 品	アームチェア3脚、ソファー2脚
根 拠	広島県物品管理規則第27条第1項、第30条
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】 担当者の物品管理事務処理手続きの認識不足と所属備品台帳の管理が十分でなかったこと。	
【措置内容】 再発防止のため、所属備品台帳を精査し、管理を見直すとともに、既設備品廃棄時に必要な事務処理について、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。	

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 物品に係る事務処理について】

次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。

物 品	体温計3個
根 拠	広島県物品管理規則第14条第2項

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

担当者の物品管理事務処理手続きの認識不足と所属備品台帳の管理が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属備品台帳を精査し、管理を見直すとともに、物品借受け時に必要な事務処理について、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【エ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、放送日ごとの別々の契約を締結しているが、放送日ごとの設計金額が同一であったことから各契約に対して同一の予定価格調書を使用しており、契約ごとに予定価格を設定していなかった。適正な事務処理に努められたい。（議事課）

契約名	令和4年2月定例会広島県議会予算特別委員会のテレビ中継番組の制作及び放送に関する業務（令和4年3月8日放送）（令和4年3月9日放送） （令和4年3月10日放送）
根 拠	広島県契約規則第31条、第19条

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

予定価格調書の作成が不要と誤認があった。
複数人でのチェックができていなかった。

【措置内容】

課内で事例を共有し、複数人で事務処理内容の多重チェックを行う。

【教育委員会】

1 教育委員会事務局

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【普通財産の貸付料の徴収について】

次の普通財産の貸付について、令和4年度の貸付料を徴収していなかった。適正な事務処理に努められたい。（施設課）

貸付財産	使用目的	貸付料（年額）
土地	電柱等設置（電柱1本、支線1条）	3,000円
土地	電柱設置（電柱1本、支柱1本）	3,000円
土地	支線設置（支線1条）	1,500円
土地	電柱等設置（電柱1本、支線1条）	3,000円
土地	電柱設置（電柱1本）	1,500円
土地	電柱及び支線設置	4,500円
土地	電柱設置（電柱1本、支線柱1本、支線2条）	6,000円
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第46条、第35条	

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

毎年度、貸付料を納付させなければならなかったにもかかわらず、令和3年度から3年間の貸付期間中であつたことから、担当者が貸付料に係る事務を失念していた。

【措置内容】

それぞれの借受人に対し状況を説明した上で、令和4年8月に当該貸付料の徴収を行った。
再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、貸付財産に係る貸付料の額及び納付期限並びに貸付期間等をまとめた一覧表を作成し、所属内で情報共有を図り、複数名による相互チェックを実施することにより、適正な業務の進捗管理を行うこととした。

2 県立図書館

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【委託契約における事務処理について】 次の委託契約について、県の競争入札参加資格者名簿上、契約権限のない営業所と契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。	
業務名	「うちで読もうよ～Stay Home！Read Books！～プロジェクト」配送業務（令和2年度）
根拠	物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領第8条第2項 委託・役務業務契約事務の手引（令和2年4月）総論4（4）入札参加資格、受注者等の要件
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】 支店・営業所等を契約相手方とする場合、当該支店・営業所単位での契約権限を確認しなければならないことについて認識が不足していた。	
【措置内容】 今回の指摘事項について所属で共有するとともに、業者選定の際には、競争入札参加資格者名簿により、必ず支店・営業所単位での契約権限を確認し、届けられていない場合は届出を行うよう働きかけた。	

3 県立五日市高等学校

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【ア フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。	
使用機器	冷水機 7台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】 担当者は、エアコン・冷蔵庫については点検を実施していたが、冷水器が対象であることを認識していなかったため。	
【措置内容】 簡易点検を実施していなかった冷水器について、事実判明後すぐに記録簿を作成し、簡易点検を実施した。（他の機器については、記録簿の作成及び簡易点検は実施していた。） 再発防止のため、フロン等を使用した機器の点検等について、事務職員全員で法令規則等を再度確認し、実施方法及び内容の徹底を図り、以降は、法令等に基づく簡易点検を適切に実施している。	

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【イ フロン類を使用した機器の廃棄における事務処理について】

次のフロン類を使用した第一種特定製品について、廃棄を行う際、第一種フロン類充填回収業者以外への引渡しのため、引渡しにおいて委託確認書を交付する必要があるが、行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷水機 2台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第43条第2項

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

担当者が、冷水器が対象であることを認識していなかったため。

【措置内容】

当該事案について、事実判明後すぐに実施業者へ連絡し、書類の整備を行った。
再発防止のため、フロン等を使用した機器の点検等について、事務職員全員で法令規則等を再度確認し、実施方法及び内容の徹底を図り、以降は必要書類を整備している。

4 県立呉工業高等学校

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立呉工業高等学校 変電室内変圧器等更新工事（令和3年度）
根拠	建設業法 第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

下請契約がある場合、受注者に対し施工体制台帳及び施工体系図を提出させなければならないことを、担当者が認識しておらず、承認者及び決裁者も下請契約があることを確認できていなかった。

【措置内容】

担当者は研修資料である「建設工事の工事管理について」を見直すとともに、事務室内で情報の共有を図り、チェック体制を強化した。
具体的には、下請工事の有無の確認欄を設けたチェック表により必要書類を確認しながら工事業務を進めることとした。また、受注者に提出すべき工事関係書類について明示する文書に、下請契約がある場合は発注者に申し出ることと施工体制台帳等の提出が必要となる旨を追記した。

5 県立総合技術高等学校

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約について、入札参加資格を有しない者と契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	広島県立総合技術高等学校ホームページ制作業務（令和3年度）
根拠	物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領 第8条第2項、附則1
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 入札参加資格の有無の確認を失念していた。</p> <p>【措置内容】 委託・役務業務契約事務の手引等により適正な事務処理方法を確認した。また、未登録業者に対し速やかに広島県の入札参加資格を取得するよう働きかけた。 加えて、指摘事項について事務室内で共有するとともに、委託・役務業務契約事務の手引等を再周知し組織的なチェック体制の強化を行った。</p>	

6 県立広島特別支援学校

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
使用機器	ウォータークーラー 1台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 ウォータークーラーが対象機器であることを認識していなかった。また、他所属の監査結果で指摘事項になっていたにも関わらず、問題意識が不十分で気付くことができなかった。</p> <p>【措置内容】 速やかに記録簿を作成し、簡易点検を実施した。また関係通知等を整理して、その内容を事務室内で共有し、点検漏れを防ぐ体制を整えた。</p>	

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【イ 工事請負契約における事務処理について】

次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。
現場代理人及び主任技術者等の通知を受注者に提出させていなかった。

契約名	広島県立広島特別支援学校食堂空調機増設工事（令和3年度） 広島県立広島特別支援学校カーポート設置他工事（令和2年度）
根拠	建設工事執行規則第20条第1項

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

現場代理人及び主任技術者等の通知については、受注者から提出された工事施工計画書に、現場代理人及び主任技術者の氏名が記載されていたため、不要と誤認していた。担当者の認識が不足していた。

【措置内容】

事務室内において、施設課が実施している「建設工事に係る入札・契約制度等に関する担当者説明会」資料を再度確認し、理解を深めた。また、研修会資料の提出書類一覧を基に作成したチェックリストを起案に添付し、チェック体制の強化を図った。

令和4年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 工事請負契約における事務処理について】

請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。

契約名	広島県立広島特別支援学校カーポート設置他工事（令和2年度）
根拠	建設工事執行規則第14条第1項

措置の内容（令和5年度報告分）

【原因】

請負代金内訳書については、建設工事執行規則第14条第4項及び建設工事請負契約約款第3条第4項、また施設課作成資料「建築工事の工事監理について」P.9 工事関係書類処理基準を理由に免除とした。担当者の認識が不足していた。

【措置内容】

事務室内において、施設課が実施している「建設工事に係る入札・契約制度等に関する担当者説明会」資料を再度確認し、理解を深めた。また、研修会資料の提出書類一覧を基に作成したチェックリストを起案に添付し、チェック体制の強化を図った。

7 県立三原特別支援学校

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【行政財産の使用許可に係る事務処理について】 次の行政財産の使用許可の更新について、決裁権者の決裁を受けないまま、許可証を交付していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
財 産	工作物（広島県立三原特別支援学校 門）
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第25条 県立学校長に対する事務委任規程第1条第1項第21号 広島県教育委員会公印規程第10条第1項、第2項
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 起案に根拠規定等を添付しており、校長が決裁権者である認識はあったが、決裁印が押印されているかを確認していなかった。</p> <p>【措置内容】 再発防止のために決裁文書の担当者への返却時には、押印漏れがないかを確認するとともに、文書の施行時には決裁権者の決裁を受けているか押印欄を確認の上、施行することとした。</p>	

8 公益財団法人広島県教育事業団

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【利用料金の設定について】 広島県立総合体育館利用料について、理事会において金額の変更を決定することなく、利用料金を変更していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	公益財団法人広島県教育事業団文書制定規程第2条第2項
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 広島県立総合体育館の利用料変更については、変更となる日の前日、令和元年9月30日付で書面によるみなし決議にて理事会の承認を受けており、議事録としてその証跡を残している。 今回指摘事項となったのは、監査の場において担当者がその書面によるみなし決議を行ったことを失念していたため、監査委員に対し適切な回答ができなかったことによる。</p> <p>【措置内容】 監査の場において、監査委員からの問い合わせ内容について事実関係が不明確な事項については、複数人で問い合わせ内容を共有し適切な事実関係を報告するなど、監査受け入れ態勢の充実を図ることで対処していきたい。</p>	

【公安委員会】

1 安佐北警察署

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、消火器の種類を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	安佐北警察署庁舎ほか消防用設備等保守点検業務（令和2年度～4年度）
措置の内容（令和5年度報告分）	
【原因】 契約担当者の異動により、契約前年度の消火器更新による種類変更が引き継がれず、新担当者が前回契約時の特記仕様書の内容と現行設備の相違に気づかず契約手続を行ったこと。また、契約期間中、点検結果報告書受領時に特記仕様書との突合を行っていたものの、消火器の本数の確認に留まり、種類の相違に気づけなかったものである。	
【措置内容】 受監後速やかに契約業者と協議を行い、変更契約を締結し、消火器の種類を変更した。 以下の再発防止策を行うとともに、所属内で共有の徹底を図り、適切な事務処理に努める。 <ul style="list-style-type: none">・ 消火設備変更時には、保守点検委託内容への影響を確認し、仕様書案を適宜変更して的確な引継を行う。・ 契約時には、前回契約時のものを安易に使用せず、現行設備を確認する。・ 点検結果報告書の受領時に、仕様書と詳細に突合し、相違部分を確認する。	

2 竹原警察署

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【遺失物の取扱いに係る事務処理について】 拾得物として届出がされた遺失物について、一覧簿が作成されておらず、閲覧できる状態となっていないかった。適切な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	遺失物法第7条 遺失物法施行規則第4条第1項 遺失物等の取扱いに関する訓令第8条第1項 遺失物事務取扱要領10
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 拾得物件一覧簿を窓口へ備え付け、閲覧できる状態としなければならないと規定されていることは認識していたが、令和3年度の内部監査受監日（令和3年10月20日）以降、拾得物件一覧簿の出力を失念していたものである。</p> <p>【措置内容】 受監後、拾得物件一覧簿を速やかに出力し窓口へ備え付け、閲覧できる状態にした。 再発防止のため、日々の拾得関係書類決裁時に、拾得物件一覧簿を会計課内で回覧するなど共有し、出力漏れがないか複数人でのチェック体制を強化することにより、事務処理の適正化を図った。</p>	

3 福山西警察署

令和4年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【不用品の売払いについて】 次の不用品の売払いについて、歳入科目を不用品売払収入とすべきところ、誤って雑収として収入していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
不用品	自動二輪車1台、スクーター4台、鉄くずほか
根 拠	地方自治法施行規則第15条
措置の内容（令和5年度報告分）	
<p>【原因】 不用品の売払いにおける収入科目を誤認していたため。</p> <p>【措置内容】 受監後、正しい収入科目に更正処理を行った。 誤りの内容を会計課内で情報共有し、事務処理の際は関係規定をよく確認し、複数人での内容確認を行うことで適正な事務処理の徹底を図ることとした。</p>	